

令和4年度久我山青光学園教職員倫理要綱

東京都立久我山青光学園校長

丹野 哲也

東京都教育委員会では、「未来の東京」とそこに生きる子供たちの姿を描き、「誰一人取り残さず、すべての子供が将来への希望を持って自ら伸び、育つ教育」を目指しています。そのためには、すべての子供たちの人権が尊重され、守られ、社会的役割を果たしながら生きていくことは当然の権利です。

本校においては、①視覚障害教育部門、知的障害教育部門の幼児・児童・生徒一人一人の人権を尊重し、障害の特性に応じた、生きる力を育む「確かな」教育、②個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性を育み、自立と社会参加を目指した「愛情」あふれる教育を推進しています。

そのため、すべての教職員が、人権を尊重した基本姿勢を堅持し、創意工夫をもって幼児・児童・生徒への教育指導を実施しなければなりません。また、日々の教育活動において、幼児・児童・生徒に対する適切な配慮を行うことが必要です。

ここに、東京都立久我山青光学園教職員倫理要綱を設置し、本校教職員が職務を遂行するに当たって遵守すべき必要事項等を定め、これを広く本校関係者と地域の方々に宣言いたします。具体的な行動指針は、別紙のとおり実施いたします。

私たち教職員は人権教育を推進し

- 1) 幼児・児童・生徒の人としての尊厳を大切にし、一人一人の性別、年齢、宗教、家庭状況、能力、障害の程度、認知程度等あらゆる理由において差別しません。
- 2) 学校における、体罰、暴言、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策を強化し、徹底します。
- 3) 幼児・児童・生徒のプライバシーと個人情報を守り、侵害しません。
- 4) 幼児・児童・生徒の人権を擁護する者としての自覚をもち、幼児・児童・生徒を大切にし、常に対等の立場で接するとともに、必要な教育的支援を求められたときは誠実に対応します。
- 5) 地域の関係機関、専門家、ボランティア等のネットワークを拡充し、相互協力と相互支援のもと、地域の人々に信頼を寄せられるように努めます。
- 6) 視覚障害教育と知的障害教育の専門性に裏付けられた基礎的・基本的な指導を充実し、自立を目指し、必要な確かな学力が身に付けられるよう、幼児・児童・生徒一人一人の自己実現を積極的に支援します。
- 7) 自己の崇高使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、専門的な資質や能力と、幅広いものの見方・考え方の修得に努めます。

この「令和3年度久我山青光学園教職員倫理要綱」は、学校経営計画に基づき、学校運営連絡協議会と議論を重ね、策定しました。要綱の遵守、習慣化を図り、教職員が一体となって「確かさ（専門性）」と「愛情（教育愛）」あふれる学校づくりを目指していきます。具体的な行動指針を別紙のとおり定め、これを遵守します。